

姫路獨協大学における内部質保証に関する方針

(令和2年7月16日制定)

改正 令和3年6月24日

改正 令和4年1月20日

改正 令和4年10月20日

姫路獨協大学(以下「本学」という。)は、高等教育機関として、建学の精神と大学自治の理念に基づき、大学としての社会的使命を達成するため、恒常的な自己点検・評価を通じて、継続的な改善と向上に取り組むことにより、本学における諸活動の保証(以下「内部質保証」という。)を推進するため、以下のとおり、内部質保証の方針等を定めます。

1. 内部質保証の方針について

三つのポリシーを起点とした内部質保証のため、本学を構成する全ての組織及び教職員は、それぞれの業務について、PDCAサイクルを機能させ内部質保証の推進に努めます。また、全学的な教学マネジメントの観点から教育研究をはじめとする諸活動を持続的に推進し、より一層発展させるため、計画的な改善活動を恒常的に実施します。

2. 組織及び実施体制について

(1) 学長の役割

- ① 内部質保証に係る最高責任者として、内部質保証システムが有効に機能しているか確認し、全学的な立場から内部質保証システムの推進に最終的な責任を負います。
- ② 内部質保証の主たる対象は教育活動であることから、教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮し、大学の使命・目的に沿って適切に行います。
- ③ 内部質保証推進会議(以下「推進会議」という。)及び全学自己評価委員会に対し自己点検・評価の基本方針の策定、及び自己点検・評価の実施について依頼を行います。
- ④ 推進会議及び全学自己評価委員会による自己点検・評価報告書の検証結果・改善計画に基づき、各教育研究部局及び事務部局等(以下「各部局等」という。)に対し、改善の指示を行います。
- ⑤ 学長は、内部質保証について、外部有識者に意見を求めることがあります。
- ⑥ 自己点検・評価結果を、本学ホームページ等を活用して積極的に公表します。

(2) 内部質保証推進会議の役割

- ① PDCAサイクル機能の適切化の観点から、学長の下に「推進会議」を設置し、内部質保証推進に責任を負う組織として位置付けます。

- ② 内部質保証に関する各種方針等の策定を行います。
- ③ 全学自己評価委員会へ、全学自己点検・評価報告書の作成を依頼します。
- ④ 本学自己点検・評価報告書及び各部局等が作成した年次報告書を、内部質保証の観点から改善事項の達成状況等を総合的に検証し、その結果に基づき改善計画を取りまとめ、学長に対し報告します。
- ⑤ 外部認証評価結果における改善事項等についての改善計画を取りまとめ、学長に対し報告します。
- ⑥ 内部質保証システムの基本方針及び推進体制等の定期的な見直しを行います。

(3) 全学自己評価委員会の役割

- ① 全学的な PDCA サイクル機能の適切化の観点から、学長の下に「全学自己評価委員会」を設置し、自己点検・評価の実施及び検証を担う組織として位置付けます。
- ② 各部局等へ、自己点検・評価及び改善の進捗等について、年次報告書の作成を依頼します。
- ③ 各部局等が作成した年次報告書を取りまとめ、全学的な視点から各部局の諸活動及び改善計画等の適切性を総合的に検証するとともに改善のための提言・要望書を添えて、推進会議に提出・報告します。
- ④ 毎年度、本学自己点検・評価報告書を作成し、全学的な視点から大学の諸活動及び改善計画等の適切性を総合的に検証し、推進会議に提出・報告します。

(4) 各部局等の役割

- ① 各部局等内の PDCA サイクルを機能させ、教育研究をはじめとする諸活動を持続的に推進し、継続的かつ恒常的に改善活動を実施します。
- ② 各部局等は教学マネジメントの観点から、教育研究をはじめとする諸活動を展開し、改善のための計画を立案し実行します。
- ③ 推進会議及び全学自己評価委員会の指示に基づいて、各毎年度、各部局等は自己点検・評価を行い、その結果を年次報告書として取りまとめ、推進会議及び全学自己評価委員会に提出・報告します。

(5) 情報収集・分析の体制 (IR)

本学の諸活動、特に教育・研究活動に関する情報を収集・分析する組織として総務部に企画広報課を置き、IR 活動を行います。

この方針は令和4年10月20日から施行する。